

明治大学 農学部長 殿

私は、明治大学農学部協定留学の出願及び参加にあたり、以下に記載されている諸事項を理解し、同意することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、明治大学(以下本学という。)からの支援の打ち切り等に対して異議の申し立てはいたしません。

協定留学に出願をするにあたり理解する事項

1. 協定留学派遣候補者として選抜された後は、本学が正当と認めたとき以外辞退は認められない。
2. 要項記載事項、参加に係る費用、その他留学におけるリスクを理解し、事前に保証人または保護者の了解を得て出願する。また、留学にかかる所定の費用(本学学費、海外旅行保険費、派遣先大学宿舍費・学生保険費等)は、必ず定められた期日までに支払う。
3. 書類選考及び面接選考の上、参加の是非が判断される。
4. 本学において派遣候補者として選抜された者は、派遣先大学へ候補者として推薦されるが、派遣先大学による受入を保証するものではなく、派遣先大学が受入の最終決定を行う。

参加確定後に必要な手続きに関する事項

5. 参加に必要な諸手続き(パスポートや査証の取得、費用支払い、保険加入、農学部における留学手続、派遣先大学指定の書類作成等)は責任をもって確認し、指定期日までに行う。また諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格が取り消される場合があることを了承する。
6. 出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険への加入ならびに危機管理支援サービスの登録を行う。本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先大学が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入することを了承する。
7. 協定校派遣留学志願書やその他提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、派遣先大学、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用されることに同意する。

協定留学期間に関する事項

8. 留学期間中は、滞在国の法令、本学及び派遣先大学の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従う。また、自覚と自己の責任において、明治大学の学生として恥ずかしくない行動をとる。
9. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
10. 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
11. 留学期間中、派遣先大学で定める居住先がある場合は、その居住先に滞在する。
12. 協定留学の趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置が必要であると判断された場合はこれに従う。この場合、奨学金返還、留学後の単位移行手続きが認められない等の措置がされる場合があることを了承する。
13. 留学期間中、リスクを伴うアクティビティー(車・オートバイの運転を含む)への参加はしない。
14. 留学期間中に派遣先大学の国・地域の安全上の状況によって、本学が派遣の中止・延期または途中帰国勧告を決定した場合は、速やかにその指示に従う。
15. 留学期間中は、本学への現地到着報告や近況報告書の提出を行う。

協定留学終了後に関する事項

16. 帰国後は速やかに農学部において所定の手続を行う。
17. 本学が主催する国際交流行事や各種執筆等の依頼を行う場合には可能な限り参加・協力する。

第一留学希望大学		大学	学部
第二留学希望大学		大学	学部
第三留学希望大学		大学	学部
申請者氏名(自署)	学部・学科／研究科・課程	学年・組・番号	学生番号
		年 組 番	
自宅住所		電話番号	
〒 —		— —	

保証人は、誓約書に記載されている事項及び学生本人が上記大学に留学することに同意し、誓約事項を遵守することを保証する。(保証人自筆のこと)

西暦 年 月 日 保証人氏名(自署): (続柄:)

明治大学 農学部長 殿

私は、明治大学農学部協定留学の出願及び参加にあたり、以下に記載されている諸事項を理解し、同意することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、明治大学(以下本学という。)からの支援の打ち切り等に対して異議の申し立てはいたしません。

協定留学に出願をするにあたり理解する事項

1. 協定留学派遣候補者として選抜された後は、本学が正当と認めたとき以外辞退は認められない。
2. 要項記載事項、参加に係る費用、その他留学におけるリスクを理解し、事前に保証人または保護者の了解を得て出願する。また、留学にかかる所定の費用(本学学費、海外旅行保険費、派遣先大学宿舍費・学生保険費等)は、必ず定められた期日までに支払う。
3. 書類選考及び面接選考の上、参加の是非が判断される。
4. 本学において派遣候補者として選抜された者は、派遣先大学へ候補者として推薦されるが、派遣先大学による受入を保証するものではなく、派遣先大学が受入の最終決定を行う。

参加確定後に必要な手続きに関する事項

5. 参加に必要な諸手続き(パスポートや査証の取得、費用支払い、保険加入、農学部における留学手続、派遣先大学指定の書類作成等)は責任をもって確認し、指定期日までに行う。また諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格が取り消される場合があることを了承する。
6. 出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険への加入ならびに危機管理支援サービスの登録を行う。本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先大学が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入することを了承する。
7. 協定校派遣留学志願書やその他提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、派遣先大学、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用されることに同意する。

協定留学期間に関する事項

8. 留学期間中は、滞在国の法令、本学及び派遣先大学の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従う。また、自覚と自己の責任において、明治大学の学生として恥ずかしくない行動をとる。
9. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
10. 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
11. 留学期間中、派遣先大学で定める居住先がある場合は、その居住先に滞在する。
12. 協定留学の趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置が必要であると判断された場合はこれに従う。この場合、奨学金返還、留学後の単位移行手続きが認められない等の措置がされる場合があることを了承する。
13. 留学期間中、リスクを伴うアクティビティー(車・オートバイの運転を含む)への参加はしない。
14. 留学期間中に派遣先大学の国・地域の安全上の状況によって、本学が派遣の中止・延期または途中帰国勧告を決定した場合は、速やかにその指示に従う。
15. 留学期間中は、本学への現地到着報告や近況報告書の提出を行う。

協定留学終了後に関する事項

16. 帰国後は速やかに農学部において所定の手続を行う。
17. 本学が主催する国際交流行事や各種執筆等の依頼を行う場合には可能な限り参加・協力する。

第一留学希望大学		大学	学部
第二留学希望大学		大学	学部
第三留学希望大学		大学	学部
申請者氏名(自署)	学部・学科／研究科・課程	学年・組・番号	学生番号
		年 組 番	
自宅住所		電話番号	
〒 —		— —	

保証人は、誓約書に記載されている事項及び学生本人が上記大学に留学することに同意し、誓約事項を遵守することを保証する。(保証人自筆のこと)

西暦 年 月 日 保証人氏名(自署): (続柄:)